

1．厚生年金保険

事業所

厚生年金保険法第6条の規定に基づき厚生年金保険が適用されている事業所をいう。すなわち、「厚生年金保険法第6条第1項第1号に掲げられている事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する事業所」又は「船舶」、及び「国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの」である。

ここでいう事業所とは、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。

強制適用事業所

上記の事業所の定義に該当する事業所をいう。

任意包括適用事業所

上記の事業所の定義に該当しない事業所のうち、厚生年金保険の適用を受けている事業所をいう。すなわち、常時使用する従業員が5人未満の個人事業所についても、厚生労働大臣の認可を受ければ厚生年金保険の適用を受けることができ、このような事業所を任意適用事業所という。

任意単独事業所

強制適用事業所及び任意包括適用事業所以外の事業所のうち、任意単独被保険者を使用する事業所をいう。

一般男子

昭和60年改正法附則第5条第10号の第一種被保険者をいう。

女子

昭和60年改正法附則第5条第11号の第二種被保険者をいう。

坑内員

昭和60年改正法附則第5条第12号の第三種被保険者のうち、鉱業法に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する者をいう。なお、坑内員はすべて「男子」に計上している。

船員

昭和60年改正法附則第5条第12号の第三種被保険者のうち、船員法に規定する船員として船舶に使用される者をいう。なお、船員はすべて「男子」に計上している。

任意単独被保険者

厚生年金保険法第10条の規定に基づく被保険者をいう。すなわち、強制適用事業所及び任意包括適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者で、厚生労働大臣の認可を受けて被保険者になった者である。

高齢任意被保険者

厚生年金保険法附則第4条の3及び第4条の5の規定に基づく高齢任意加入被保険者をいう。すなわち、適用事業所に使用される70歳以上の者で老齢厚生年金、老齢基礎年金等の老齢（退職）給付の受給権がなく、厚生労働大臣に申し出て被保険者となった者である。

標準報酬月額

厚生年金保険においては、それぞれの被保険者の報酬を月額にして、最低98,000円から最高620,000円までの30等級に区分した報酬月額にあてはめて、保険料徴収や年金額の計算の基礎にしている。この計算の基礎として

いる報酬月額を標準報酬月額という。

標準報酬月額の平均

ある時点における現存の被保険者にかかる標準報酬月額を合計した標準報酬月額総計を、被保険者数で割ったものである。なお、標準報酬月額の平均の年度平均とは、標準報酬月額の年度累計を、4月から翌年3月までの被保険者数の合計（延被保険者数）で割ったものである。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）

標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、4月から翌年3月までの平均被保険者数（年度平均被保険者数）で割ったものである。

標準賞与額

平成15年度より、賞与についても標準報酬月額と同様に保険料徴収や年金額の計算の基礎とする総報酬制が導入された。この計算の基礎となる賞与額を標準賞与額という。標準賞与額は、各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額であるが、支給1回につき150万円が上限となっている。

賞与支給延被保険者

当該期間（月または年度）中に標準賞与額が決定された者をいう。

標準賞与額1回当たりの平均

当該期間（月または年度）中の標準賞与額の累計額を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

徴収決定済額

歳入徴収官が、徴収すべき保険料として本年度中に調査決定した額と前年度からの繰越額の合計額をいう。

当該月の徴収決定済額は、前月の適用実績に基づいて当該月末（任意継続の場合は10日）までに徴収すべき保険料として決定した額であり、当該年度の徴収決定済額は当該年度4月から3月までの徴収決定済額の累計を翌年4月の出納整理期間に計上される調整額により調整し、前年度からの繰越額を加えた金額である。したがって、当該年度の徴収決定済額は、前年度3月～当該年度2月の適用実績に基づいて決定した金額及び前年度からの繰越額の合計となる。

統計表においては、徴収決定済額、収納済額、不納欠損額及び収納未済額には以下のような関係が成り立っている。

$$\begin{aligned} \text{収納未済額（当該月末）} &= \text{徴収決定済額（当該月までの累計）} - \text{収納済額（当該月までの累計）} \\ &\quad - \text{不納欠損額（当該月までの累計）} \end{aligned}$$

当該年度分については、当該年度の翌年4月の出納整理分までを累計すれば上記の関係が成り立つ。

前年度からの繰越額

前年度以前（時効が停止されていない場合は、原則として2年間分）の未納保険料で当該年度内に徴収すべき保険料として当該年度当初に調査決定した額から、当該年度中の決定取消額及び更正増減額を調整した額をいう。

なお、統計表においては、前々年度以前の未納保険料に係る繰越額は4月に、前年度の未納保険料に係る繰越額は5月に計上され、決定取消額等は翌年度4月に計上されている。

賞与保険料

賞与保険料とは、厚生年金保険法第81条の規定に基づき標準賞与額に同条に規定する保険料率を掛けて徴収される保険料をいう。

収納率

徴収決定済額に対する収納済歳入額の割合をいう。

なお、統計表においては、月別の表章は徴収決定済額（当該月までの累計）に対する収納済歳入額（当該月までの累計）の割合であり、年度の表章は徴収決定済額（翌年度4月の出納整理分までの累計）に対する収納済歳入額（翌年度4月の出納整理分までの累計）である。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この年報においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該期間（月または年度）中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）とともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月または年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

老齢相当・通老相当

新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」といい、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当」という。

なお、昭和27年4月2日以降生まれの者については、支給要件を満たすための被用者年金の被保険者期間が21年～25年へ段階的に引き上げられており、その期間を厚生年金保険の被保険者期間で満たすものを「老齢相当」としている。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎あり

新法厚生年金受給権者または受給者のうち、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金月額が含まれている。旧共済組合の新法についても同様。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合にかかる基礎年金月額を含まない。

1級または2級の障害厚生年金受給権者の平均年金月額には、基礎年金月額が含まれている。ただし、1級または2級の障害厚生年金受給権者で、障害が軽くなったことにより3級の障害厚生年金受給権者になった場合には、障害基礎年金は支給停止となり、この場合は基礎年金月額を含まないで平均年金月額を計算している。

昭和16年4月1日以前生まれの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、基礎年金を繰上げ受給する場合には老齢厚生年金は全額支給停止される。したがって、こうした老齢厚生年金の受給権者の平均年金月額については、基礎年金月額を計上しないこととしている。しかし、昭和16年4月2日以後生まれの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、基礎年金を繰上げ受給する場合には基礎年金月額を含んで平均年金月額を計算している。

平均年金月額の統計表における「(再掲)基礎年金」とは、新法厚生年金保険もしくは旧共済組合新法の平均年金月額のうち、併給している同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合旧法	旧共済組合新法
老齢給付					
老齢年金 (老齢相当)	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 (通老相当)	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	特例老齢年金	通算退職年金	
障害年金(障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

旧法船員保険

昭和61年4月1日以降、船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合されたことから、時系列比較を可能にするため、昭和61年度以降については、年金の件数、年金額とも厚生年金保険の一部として計上している。

なお、旧法船員保険の障害年金または遺族年金の受給権者等には、特に断りがないかぎり旧法船員保険の職務上分を含めて計上している。

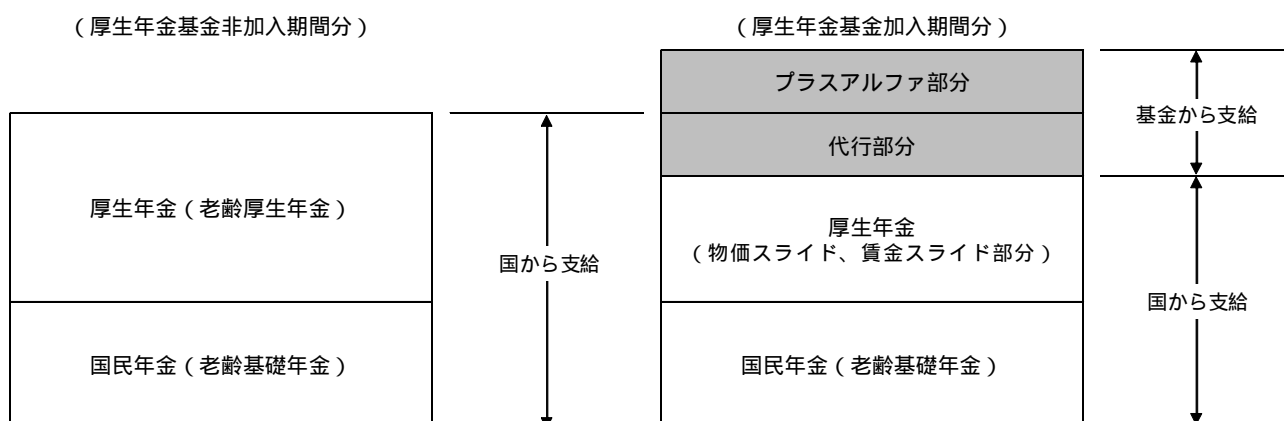
(厚生年金保険の統計表における)基礎年金額

厚生年金保険の受給(権)者が受給する基礎年金の年金額をいう(昭和16年4月1日以前生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者については、老齢基礎年金の受給権があっても併給はできないことから、当該受給権者の基礎年金額を含まずに集計している)。

厚生年金基金代行分

厚生年金基金が国に代わって給付を行う部分をいう。旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢厚生年金において厚生年金基金の加入員であった者が老齢給付を受けられるようになったときは、国と厚生年金基金の両方から年金が支給され、厚生年金基金代行分は、厚生年金基金加入期間について再評価前の平均標準報酬額で計算した額である。統計表においては特に断りのないかぎり、厚生年金基金に加入していなかったならば国から支給されるべき額として厚生年金基金代行分を年金額に含めている。

厚生年金基金の給付の仕組み



老齢年金

旧法厚生年金保険の年金であり、原則として被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。なお、旧法厚生年金保険の老齢年金の受給権者には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、旧法において「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特例措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)」により生年月日に応じて老齢年金の受給資格期間が短縮されていた者もいるためである。

また、統計表においては、旧法の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、退職年金、減額退職年金、退職共済年金の退年相当の総計をいう場合もある。

通算老齢年金

旧法厚生年金保険の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

また、統計表においては、旧法の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当、通算退職年金及び退職共済年金の総計をいう場合もある。

特例老齢年金

厚生年金保険法附則第28条の3の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者期間は1年以上あるが、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者に、厚生年金保険法附則第28条の2、厚生年金保険法施行令第9条及び第10条に規定する旧令共済組合の組合員であった期間があるとき、一定の要件(通算した被保険者期間が20年以上等)を満たせば、厚生年金保険から厚生年金の加入期間に応じて支給することとしている年金をいう。なお、旧令共済組合の組合員であった期間は、年金額の計算において報酬比例部分の被保険者期間に反映されない。

特例老齢年金は、旧法及び新法いずれにも存在する制度である。統計上は、旧法分は旧法通算老齢年金(退職)に、新法分は老齢厚生年金(通老相当(退職))に含めて計上している。

老齢厚生年金

老齢厚生年金には特別支給、本来支給、繰下げ、及び繰上げがある。

特別支給とは、老齢厚生年金の特例として、厚生年金保険法附則第8条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有し、60歳以上（船員・坑内員は55歳以上）65歳未満である者に支給される年金のことをいう。

本来支給とは、厚生年金保険法第42条及び第43条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者期間を1か月以上有し、老齢基礎年金の受給権がある者に対して65歳から支給される年金のことをいう。

繰下げとは、厚生労働大臣に申し出て66歳以降に支給を開始した老齢厚生年金のことをいう。

繰上げとは、厚生労働大臣に申し出て支給開始年齢到達前に支給を開始した老齢厚生年金のことをいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

退職年金

旧共済組合の旧法の年金であり、原則として組合員期間が20年以上ある者が退職したときに60歳から支給される年金をいう。また、統計表においては、旧法退職年金、減額退職年金及び新法退職共済年金の退年相当の総計をいう場合もある。

減額退職年金

旧共済組合の旧法の年金であり、原則として組合員期間が20年以上ある者が55歳に達した後に60歳に達する前に減額されて支給される年金をいう。なお、減額退職年金を受給した場合は60歳以降も減額退職年金を受給することとなり、退職年金は支給されない。

通算退職年金

旧共済組合の旧法の年金であり、組合員期間が20年未満である者が他の年金制度に加入し、国民年金制度以外の年金制度の通算対象期間が20年以上ある者、または通算対象期間が25年以上ある者に支給される年金をいう。

また、統計表においては、旧法通算退職年金と新法退職共済年金の通退相当の総計をいう場合もある。

退職共済年金

旧共済組合の新法の年金であり、60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給及び65歳以上の者に支給される本来支給を併せて退職共済年金という。

退年相当・通退相当

退職共済年金のうち旧法の退職年金に相当するもの、すなわち原則として組合員期間が20年以上の者もしくは恩給公務員期間を有する者の特例、退職年金または減額退職年金の受給権を有する者の特例の適用を受ける者の受給するものを退職共済年金の「退年相当」といい、それ以外の退職共済年金を退職共済年金の「通退相当」という。

なお、昭和27年4月2日以降生まれの者については、支給要件を満たすための被用者年金の被保険者期間が21年～25年へ段階的に引き上げられており、その期間を旧共済組合の組合員期間で満たすものを「退年相当」としている。

減額あり

旧共済組合の特別支給の退職共済年金のうち、特別支給の退職共済年金を受給する年齢に到達する前に繰上げで年金受給をした場合は、繰上げた月数に対応して特別支給の年金額から減額された年金額が支給される。この年金を「退職共済年金（減額あり）」という。

また、特別支給について退職共済年金（減額あり）の支給を受けた場合は、65歳に到達して受給する本来支給の退職共済年金も減額されたものとなるが、これも退職共済年金（減額あり）という。

在職停止

旧適用法人(旧共済組合)等適用事業所に使用される被保険者及び70歳以上の使用される者が受ける退職年金、減額退職年金、退職共済年金をいう。この年金は、退職していれば受けられる年金額から、その総報酬月額相当額に応じて年金額が減額されて支給されている者をいう。

在職制限

旧適用法人（旧共済組合）等適用事業所以外に使用される被保険者及び70歳以上の者が受ける退職年金、減額退職年金、退職共済年金をいう。この年金は、退職していれば受けられる年金額から、その総報酬月額相当額に応じて年金額が減額されて支給されている者をいう。

退職

在職中の被保険者（70歳以上で使用される者を含む）以外が受ける老齢給付（老齢相当及び通老相当）をいう。

在職

在職中の被保険者（70歳以上で使用される者を含む）が受ける老齢給付（老齢相当及び通老相当）をいう。この年金は、退職していれば受けられる年金額から、その総報酬月額相当額に応じて年金額が減額されている者をいう。

障害年金

障害年金には、旧法の障害年金、新法厚生年金保険の障害厚生年金及び旧共済組合の障害年金を含む。旧共済組合の障害年金とは、旧法障害年金及び新法障害共済年金をいう。

障害手当金

障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある者が、被保険者期間中に初診日のある傷病に対し、初診日から5年を経過するまでの間に治った日において一定の障害の状態である場合に支給される一時金をいう。

遺族年金

遺族年金には、旧法遺族年金、新法遺族厚生年金、旧共済組合の遺族給付の他に旧法の寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。旧共済組合の遺族年金とは、旧法遺族年金及び旧法通算遺族年金並びに新法遺族共済年金をいう。

遺族年金は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で受給権が発生するが、子に対する遺族年金は、妻が遺族年金の受給権を有する期間、全額支給停止されている。この場合、受給権者である子に対する年金額は、遺族が子のみとした場合の年金額を計上している。

特例遺族年金

厚生年金保険法附則第28条の4の規定に基づいて、特例老齢年金の受給権者が死亡した時、その遺族に遺族年金の受給権がない場合に支給される年金をいう。特例遺族年金のうち、旧法分は通算遺族年金に、新法分は遺族

厚生年金に含めて計上している。

中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者である妻であってその権利を取得した当時40歳以上65歳未満であったもの又は40歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であった者の子と生計を同じくしていたものが65歳未満であるときは、遺族厚生年金に加算を行うもの。

経過的寡婦加算

65歳に達すると、遺族厚生年金への中高齢寡婦加算は加算されなくなるが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、65歳以後も経過的に遺族厚生年金に一定額の加算を行うもの。

脱退一時金

被保険者期間を6か月以上有する外国人で、年金を受け取ることができない者が、帰国後2年以内に請求を行った場合に支給される一時金をいう。

脱退手当金

昭和16年4月1日以前に生まれた者で、被保険者期間が5年以上の者が、60歳以降資格喪失したときまたは資格喪失後60歳に達したときに老齢年金・通算老齢年金いずれの年金の受給権もない場合に支給される一時金をいう。

2. 国民年金 注：国民年金において当該用語の説明がない場合は、厚生年金保険の説明を参照のこと。

被保険者

被保険者については、国民年金法第7条第1項第1号から第3号及び国民年金法附則第5条並びに平成6年改正法附則第11条の規定に基づき、以下のように分類している。

第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上の60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者でない者をいう。

第2号被保険者

被用者年金の加入者、すなわち厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員又は加入員をいう（ただし、国民年金法附則第3条の規定により、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く）。

第3号被保険者

第2号被保険者に生計維持されている配偶者で、20歳以上60歳未満の者をいう。

任意加入被保険者

以下の要件のいずれかに該当する者で厚生労働大臣に申し出て被保険者となった者をいう。

- () 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者で、被用者年金制度から老齢または退職を事由とする年金を受ける事が出来る者
- () 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者
- () 日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者

資格取得者数

国民年金の被保険者（第2号被保険者を除く）の資格を有した者、あるいは有する者のうち当該期間（月または年度）中に適用された者の数をいう。

資格喪失者数

当該期間（月または年度）中に死亡あるいは60歳到達（高齢任意加入については70歳、それ以外の任意加入については65歳）などにより、被保険者（第2号被保険者を除く）の資格を喪失した者の数をいう。

付加保険料納付の強制加入・任意加入

付加保険料納付被保険者における「強制加入」は、付加保険料を納付しなければならない被保険者（農業者年金基金（昭和45年10月設立）が行う農業者年金に加入している被保険者）で、「任意加入」は、本人の希望で付加保険料を納付している被保険者をいう。

法定免除

国民年金法第89条の規定により、障害年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合等に、国民年金の保険料の納付を要しないものをいう。

なお、法定免除の適用期間については、保険料の全額を追納しない場合は、老齢基礎年金が満額の1/2となる（平成21年3月分までは1/3）。

申請全額免除

国民年金法第90条の規定により、本人及び世帯主、配偶者の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の全額の納付を要しないものをいう。

なお、全額免除の適用期間については、保険料の全額を追納しない場合は、老齢基礎年金が満額の1/2とな

る（平成21年3月分までは1 / 3）。

申請3 / 4 免除

国民年金法第90条の2第1項の規定により、本人及び世帯主、配偶者の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の3 / 4の納付を要しないものをいう。

なお、3 / 4免除の適用期間については、納付を要しないとされた保険料の残余の額を追納しない場合は、老齢基礎年金が満額の5 / 8となる（平成21年3月分までは1 / 2）。

申請半額免除

国民年金法第90条の2第2項の規定により、本人及び世帯主、配偶者の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の半額の納付を要しないものをいう。

なお、半額免除の適用期間については、納付を要しないとされた保険料の残余の額を追納しない場合は、老齢基礎年金が満額の6 / 8となる（平成21年3月分までは2 / 3）。

申請1 / 4 免除

国民年金法第90条の2第3項の規定により、本人及び世帯主、配偶者の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の1 / 4の納付を要しないものをいう。

なお、1 / 4免除の適用期間については、納付を要しないとされた保険料の残余の額を追納しない場合は、老齢基礎年金が満額の7 / 8となる（平成21年3月分までは5 / 6）。

学生納付特例

国民年金法第90条の3の規定により、学生等である第1号被保険者について、本人の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の納付を要しないものをいう。

また、納付特例期間については、保険料が追納されない場合は老齢基礎年金の額の計算には反映されないが、年金の受給資格期間には算入される。

なお、国民年金法第89条による法定免除は学生にも適用されるが、国民年金法第90条及び第90条の2による申請免除は学生については適用されない。

若年者納付猶予

平成16年改正法附則第19条の規定により、学生以外の若年者（30歳未満の第1号被保険者）について、本人及び配偶者の所得が一定以下である等の場合には、申請により、国民年金の保険料の納付を要しないものをいう（平成17年4月から平成37年6月までの時限措置）。

また、納付猶予期間については、保険料が追納されない場合は老齢基礎年金の額の計算には反映されないが、年金の受給資格期間には算入される。

全額免除被保険者

全額免除被保険者とは、法定免除、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者をいう。

一部免除被保険者

一部免除被保険者とは、申請3 / 4免除者、申請半額免除者及び申請1 / 4免除者をいう。

全額免除割合

全額免除被保険者が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く）に占める割合をいう。

保険料収納済歳入額

国民年金の毎月の保険料は、国民年金法第91条の規定によって、翌月末日までに納付しなければならない。また、国民年金法第102条第4項の規定によって、保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する。

保険料収納済歳入額は、国民年金特別会計歳入歳出決定計算（以下「決算」という）国民年金勘定における保険料収入の収納済歳入額をいい、例えば平成21年度決算においては、原則、平成21年4月～平成22年3月に納付される金額をいう。

ただし、出納整理期間（国の債権の管理等に関する法律施行令第39条の規定に基づく翌年度4月30日までの期間）の関係で、平成21年4月収納分のうち平成20年3月～平成21年2月を対象とする保険料を含まず、平成21年4月収納分のうち平成21年3月～平成22年2月を対象とする保険料を含む。

現年度保険料

上記の保険料収納済歳入額のうち、平成21年3月以降を対象とする保険料に係る分をいう。

過年度保険料

上記の保険料収納済歳入額のうち、平成21年2月以前を対象とする保険料に係る分をいう。

前納保険料

国民年金法第93条の規定に基づき将来の一定の期間の保険料について前納された保険料額をいう。

前納保険料は、

（ ）厚生労働大臣が定める期間につき、年または6か月を単位として納付する場合

（ ）厚生労働大臣が定める期間につき、すべての保険料をまとめて納付する場合

である（厚生労働大臣が定める期間とは、厚生労働省告示「国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件」を参照のこと）。

また、翌年度以降分の保険料として前納された保険料額を含んで計上している。

追納保険料

国民年金法第94条の規定により、保険料を免除された期間、学生納付特例の適用期間及び若年者納付猶予の適用期間のうち、10年以内の期間分に係る保険料を遡って納付（これを「追納」という）することができることとされており、この追納による保険料額をいう。

納付率

納付率とは、納付月数を納付対象月数で除したものであり、月数ベースで算出した納付割合である。

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予に係る月数を含まない）をいい、「納付月数」とは、納付すべき月数のうち、実際に納付された月数をいう。

現年度納付率

当該年度分の保険料（当該年4月分～翌年3月分まで）として納付すべき月数に対し、当該年度分の保険料のうち当該年度中（翌年度4月分まで）に納付した月数の割合をいう。

過年度分を加えた納付率

過年度（前々年度若しくは前年度）分の保険料として納付すべき月数に対し、過年度分の保険料のうち当該年度（前々年度は時効前（納期から2年以内））までに納付した月数の割合をいう。

過年度分未収保険料

年金特別会計国民年金勘定の貸借対照表において、前年度の債権の未収保険料として整理されている分、前年度末未収保険料と当該年度中に遡及して訂正された前年度分を合算した金額をいう。

統計表においては、過年度分未収保険料について、以下のような関係が成り立っている。

「当該年度末 収納未済額」＝「過年度分未収保険料」－「収納済歳入額」－「不能欠損及び時効消滅額」

基礎年金の給付に要する費用

昭和 60 年改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度とし、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」制度として位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用については、国民年金の被保険者全体で公平に負担する見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和 60 年改正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

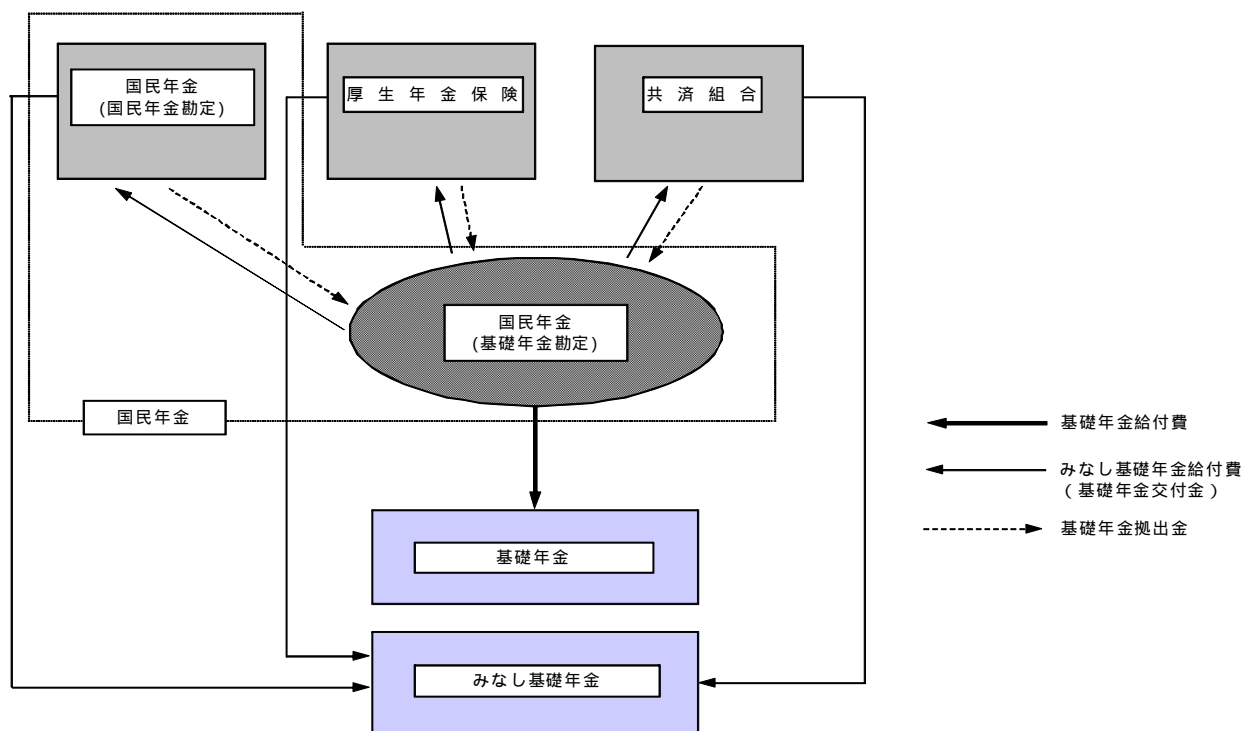
この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各制度の被保険者（組合員）数（第 3 号被保険者については扶養者である第 2 号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、拠出金算定の対象となる第 2 号被保険者数は第 2 号被保険者のうち 20 歳以上 60 歳未満の者の数とする）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は年金特別会計厚生年金勘定から、それぞれ年金特別会計基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄うという賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定には、給付費や被保険者数等の確定が必要になるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている。

基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢年金	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金
通算老齢年金	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注：寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

旧法拠出制

昭和61年4月1日から基礎年金が導入される前の旧法の国民年金の拠出制年金をいう。拠出制年金とは受給権の取得に保険料の拠出を要件とする年金をいい、無拠出の福祉年金と区別される。

基礎年金

昭和61年4月1日から導入された、全国民共通に支給されることになった老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金をいう。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者または受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

老齢年金の特例支給

旧法においては、老齢年金の受給要件は生年月日に応じて、国民年金の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が最低でも10年以上必要であったが、旧国民年金法第78条第1項の規定により、大正5年4月1日までに生まれた者について、その期間を4年1月～7年1月に短縮して支給された年金のことであり、繰上げ、繰下げ受給はできない。

旧法国民年金における老齢給付の経過措置

生年月日	国民年金			福祉年金
		10年年金	5年年金	
明治39年4月1日以前				老齢福祉年金
明治39年4月2日以降 ┆	老齢年金の特例支給	10年年金	5年年金	
明治44年4月1日以前 ┆				
明治44年4月2日以降 ┆				
大正5年4月1日以前				

10年年金

以下の要件に該当し被保険者となった者が受給資格期間（10年）を満たし支給される年金をいう（旧国民年金法第76条、第77条）。

旧法国民年金の被保険者の適用除外者のうち、昭和36年4月1日において50歳を超え、55歳を超えない者（明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた者）については、任意加入により、被保険者となることができた。これらの者は、老齢年金の支給開始年齢である65歳までの被保険者期間が10～15年であったが、10年に達したときに資格を喪失した（旧国民年金法第75条）。

また、昭和36年4月1日において50歳を超え、55歳を超えない者（明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた者）で、公的年金の被保険者等についても、任意加入により被保険者となることができた。これらの者についても、10年に達したときに資格を喪失した（旧国民年金法附則第7条）。

5年年金

以下の要件に該当し被保険者となった者が受給資格期間（5年）を満たし支給される年金をいう。年金額は定額であり、繰上げ、繰下げ受給はできない（昭和44年改正法附則第16条、第20条）。

「10年年金」の 又は に該当する対象者のうち、任意加入しなかった者で被用者年金の適用を受けていない者に対し、再度任意加入の途がひらかれた（昭和44年改正法附則第15条）。

この任意加入による被保険者期間が5年に達したとき、又は被保険者期間と他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算して10年に達したときに資格を喪失した。

福祉年金

拠出制年金を経過的に補足する年金をいう。この福祉年金（無拠出制年金ともいう）は、全額国庫負担となっている。

昭和61年4月から従来の障害・母子・準母子福祉年金は、基礎年金に裁定替えされ、現在では老齢福祉年金のみとなっている。

老齢福祉年金

次のいずれかに該当した場合に支給される。

明治44年4月1日以前に生まれた者（国民年金法が施行された昭和36年4月1日において50歳を越える者）が70歳になったとき

明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた者で、保険料納付済期間が1年未満であり、かつ保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が4年1月～7年1月ある者が70歳になったとき

老齢特別給付金

昭和48年改正法附則第21条の規定に基づき、明治39年4月1日以前に生まれた者（国民年金法が施行された昭和36年4月1日において55歳を越える者）に昭和49年1月から老齢福祉年金の受給権が発生するまで（原則として、70歳に到達するまで）支給された年金のことをいう。

障害基礎年金 法第30条、法第30条の2、法第30条の3 該当

障害基礎年金のうち以下の受給要件に該当するものをいう。

被保険者期間中に初診日のある病気・けがで障害の状態になり、障害認定日に1級または2級の障害状態にある人が、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしているとき（国民年金法第30条）。

障害認定日に1級または2級の障害状態になかった人が、その後65歳になるまでの間に、病気・けがに

より１級または２級障害状態になり、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしているとき（国民年金法第30条の２）。いわゆる「事後重症制度」のことである。

すでに軽い障害状態にある人が、その後65歳になるまで後発の障害が発生し、これら複数の障害を併合して初めて１級または２級以上の障害状態になり、後発の障害の初診日前に一定の保険料納付条件を満たしているとき（国民年金法第30条の３）。いわゆる「併合認定制度」のことである。

障害基礎年金 法30条の４、附則第25条該当

障害基礎年金のうち以下の受給要件に該当するものをいう。

初診日が20歳前にある病気・けがを持つ障害者が20歳になったとき（20歳後に障害認定日があるときは、その障害認定日）に、１級または２級の障害状態にあるとき（国民年金法第30条の４）。いわゆる「20歳前障害制度」のことである。

昭和61年３月31日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していたものが、施行日または同日後１級または２級の障害状態にあるとき（昭和60年改正法附則第25条）。

特別一時金

旧国民年金又は旧被用者年金の障害年金等の受給権者であって、昭和61年４月１日前に国民年金に任意加入した者または法定免除された保険料を追納した者に保険料の納付期間に応じて支給される一時金をいう。

脱退一時金

第１号被保険者として保険料納付済期間を６か月以上有する外国人で、年金を受けることができない者が、帰国後２年以内に請求を行った場合に支給される一時金をいう。

繰上げ、本来、繰下げ

本来、旧法老齢年金及び新法老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳であるが、本人の請求により60～64歳から支給されるものを「繰上げ」、65歳から支給されるものを「本来」、本人の請求により66～70歳から支給されるものを「繰下げ」という。

繰上げ受給率を算出する場合は、基礎のみ・旧国のうち５年年金受給権者を除く者を算出対象としている。５年年金の受給権者を除くのは、繰上げ、繰下げ受給ができないためである。

老齢年金において、受給権発生時の年齢別受給権者数をみた場合、66歳以上の受給権者数と繰下げ受給権者数は必ずしも一致しない。

これは、旧法老齢年金の特例支給の受給権者、国民年金及び厚生年金保険の高齢任意加入により受給権を得た者は、66歳以降に受給権を得ることとなり、制度上繰下げ支給ではなく本来支給となるからである。

全部支給停止、一部支給停止

同時に２つ以上の基礎年金の受給権があるときは、本人の選択によって併給の調整を行う。これによる年金の全部及び一部の支給停止をいう。

障害基礎年金、遺族基礎年金のうち、旧法福祉年金（障害及び遺族）から裁定替え分及び老齢福祉年金については他の公的年金を受けているとき、本人あるいは扶養義務者にある程度の所得があるときなどにも給付の調整を行う。これによる年金の全部及び一部の支給停止をいう。

支給額（または支給年額）

受給者の年金額から一部支給停止されている金額を控除した金額をいう。